

権利擁護センター

ゆっぱる

日常的金銭
管理支援
日常生活に必要な
お金を管理します

後見制度
利用支援
法人として
後見人になります

お問合せ

公益財団法人 こころすこやか財団
権利擁護センター ゆっぱる

電話 0178-38-1035

✉ yupparu@kokorosukoyaka.org

住所 〒039-1101

八戸市尻内町島田14-1

担当者：



にちじょうてききんせんかんりしえん 日常的金銭管理支援

にちじょうせいかつ ひつよう かね かんり
日常生活で必要なお金を管理します。

にゆうきん そうきん ひ お つうちょうきちよう
・入金、送金、引き落としや通帳記帳を

だいこう
代行します。

つうちょう いんかん ほけんしやう あず
・通帳、印鑑、保険証などをお預かりします。

しゅうし ころりよ せいかつせつけい てつだ
・収支のバランスを考慮した生活設計のお手伝いをします。



はんだんりよく ひあん こうれいしや ちてきしょうがい せいしんしょうがい
・判断力に不安のある高齢者や、知的障害、精神障害のある方が対象です。

⚠️ しゅじゅつ じゅうよう いりようこうい どうい
手術などの重要な医療行為の同意をすることはできません。

⚠️ じじつこうい そうじ せんたく かじ くるま そうげい おこな
事実行為（掃除、洗濯などの家事や車での送迎など）は行いません。

■ご利用の流れ

そうだんうけつけ
相談受付
でんわ そうだん
お電話で相談ください。



ほうもんちやうさ
訪問調査

じたく びやういんとろ ほうもん
自宅・病院等を訪問し
けいやくいし けいやくのりよく
契約意思、契約能力を
かくにん
確認します。

しえんけいかくさくせい
支援計画作成

きぼう き はな
希望を聞き、話し合っ
て支援計画を作ります。



けいやく
契約

りようけいやく お
利用契約を結びます。



しえんかいし
支援開始

サービスを開始します。
※ここから利用料、
あず りよう はっせい
預かり料が発生します。



こうけんせいどりようしえん 後見制度利用支援

ほうじん こうけんにな
法人として後見人になります。

こうえきざいだんほうじん ざいだん ほうていこうけんになこうほ
・公益財団法人でござるすこやか財団を法定後見人候補として

もう た かのう
申し立てることが可能です。

かなら せんにな かぎ
※必ずしも選任されるとは限らないので

さうだん
まずはご相談ください。



せいねんこうけんせいど ＜成年後見制度とは＞

にんちしょう ちてきしょうがい せいしんしょうがい りゅう
認知症、知的障害、精神障害などの理由で、ひとりで決めることが心配な方々は、財産管理（不動産や預貯金などの管理）や身上保護（介護・福祉サービスの利用契約や施設入所・入院の契約締結、履行状況の確認など）などの法律行為をひとりで行うのがむずかしい場合があります。

このような、ひとりで決めることに不安のある方々を法的に保護し、ご本人の意思を尊重した支援を行う。それが成年後見制度です。

